

埼玉県道路公社建設工事総合評価方式試行要綱

(令和2年2月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県道路公社（以下、「公社」という。）が発注する建設工事又は建設工事にかかる業務委託（以下、「建設工事等」という。）の請負契約において、埼玉県道路公社会計規程第103条の規定により、価格及びその他の条件が公社にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を、落札者とする方式（以下「総合評価方式」という）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式により入札を行う建設工事等は、埼玉県道路公社理事長（以下、「理事長」という）が選定する。

(総合評価の方法)

第3条 理事長は、建設工事等の目的及び内容に応じ、総合評価方式の選択、工事価格以外の評価対象とする項目（以下「評価項目」という）及び評価の方法を定めるものとする。

(評価項目の選定等)

第4条 理事長は、前条により定めたところにより、建設担当が建設工事等の入札における総合評価方式の選択、評価項目の選定、配点の設定等を行ったものを技術審査会に諮り意思決定するものとする。

2 このとき技術審査会は、埼玉県道路公社業者選定委員会が兼ねるものとする。

(学識経験者の意見の聴取)

第5条 理事長は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる事項に関し、学識経験を有する者2人以上の意見をあらかじめ聴かななければならない。

一 総合評価方式による入札を行おうとするとき

総合評価方式による入札を行うことの適否

二 総合評価方式において落札者を決定しようとするとき

予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が公社にとって最も有利なもの決定

三 落札者決定基準を定めようとするとき

当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

2 前項の学識経験者は、理事長が委嘱するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、総合評価方式の試行に当たり必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。